

## **[事案 28-325] 新契約無効等請求**

・平成 29 年 9 月 21 日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

外国籍である被保険者は住民票等の必要書類を提出できず、保険金請求ができないこと等を理由に、契約の無効確認などを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 7 月、前代表者の下で、外国籍である申立人会社役員を被保険者とする通増定期保険の法人契約をしていたが、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)約款では、保険金を請求する際、被保険者の住民票等が必要と規定されているが、被保険者は日本の永住権を取得しておらず、事実上、保険金請求ができない。
- (2)本契約は、被保険者が外国籍である場合は、日本に 2 年以上居住していることが契約の条件であり、当該条件を認定するためには日本の永住権や在留証明等を取得していることが必要であったが、被保険者はいずれも取得していなかった。この点につき、保険会社は信義則上の説明義務を果たしておらず、不法行為が成立する。
- (3)契約時、代理店の募集人が、外国籍の人は上記特定条件をクリアしなければ加入できないことを前代表者および被保険者に対し説明していれば、保険金の請求が事実上できず、高額な保険料を払うことはなかったものであり、契約の要素につき錯誤があった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)保険金請求に際し、被保険者が約款所定の書類を入手できない場合は、当社において、被保険者の死亡事実を公的に証明できる書類の提出によって柔軟に対応しており、約款にも同趣旨の定めがある。
- (2)本契約は、契約者、被保険者ともに加入承諾または同意のうえ成立したものであること、被保険者の来日経験、日本語の理解力等から、公序良俗に反するものではないと判断される。また、募集人は、申立人前代表者等からの加入意向を受け、被保険者が日本在住 30 年、日本語が堪能であることや前代表者宅に居住していることを聴取したうえで募集を行っており、保険金請求に際し、通常と異なる書類が必要になるといった案内はできるはずがなかった。
- (3)保険契約においては、保険料の対価として保障が得られるということが契約の要素であり、保険金請求書類を整えるのに通常の場合に比べて手がかかるということが契約の重要な要素になることはないと考えられる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本契約が、保険金請求が事実上できない契約であるとは認められず、保険

会社の不法行為等についても認められない。しかし、契約前に、被保険者の外国人登録証明書の保有状況等の確認をすべきであるのに、これを怠った募集人の取扱い上の過失および保険会社の管理・監督責任を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。